

Paycha取扱店規約

【 使用期間（有効期限）：令和5年3月20日から令和5年6月30日まで 】

Paycha取扱店規約（以下「本規約」といいます。）は、北九州商工会議所（以下「発行者」といいます。）が、九州電力株式会社（以下、「受託者」といいます。）に業務を委託して発行、販売、決済及び換金（以下、単に「発行等」といいます。）する使用期間（有効期限）が令和5年3月20日から令和5年6月30日までの（以下、「第5回販売分」といいます。）プレミアム付き電子商品券（以下、単に「商品券」といいます。）の利用ができる取扱店について、発行者と取扱店との間の契約関係を定めるものです。

受託者は電磁的方法による記録その他商品券の発行等にかかるシステム（以下、単に「システム」といいます。）構築及び運行を「地域通貨プラットフォームサービス」を利用して発行等を行います。

本規約の制定及び履行に関して発行者と受託者、取扱店との間で用いる言語は、日本語とします。

発行者から取扱店としての登録を受けることを希望する者（以下「取扱店希望者」といいます。）は、本規約にご同意いただいた上で、発行者に対し、取扱店登録をお申込みいただく必要があります。取扱店希望者が取扱店の登録をお申込みいただいた場合、本規約等に同意したものとみなします。

第1条（定義）

本規約において使用する用語の定義は以下の通りとします。

用語	定義
1. Paycha(ペイチャ)	発行者が、受託者に業務委託して、発行等する電磁的方法により記録される前払式支払手段(商品券)であって、その発行等は、本規約及び発行者が別表「Paycha発行要綱」及び発行者が定めるその他必要書類等(以下、「要綱等」といいます。)の条件に従い、利用者が自らのスマートフォンにダウンロードした本アプリにより読み込むことができる形でシステム上にコインが登録され、利用者が本アプリにより取扱店においてQRコードを読み取り、取扱店の確認の下、利用するコイン数を入力することによりコイン利用が可能となる仕組みによるもの。
2. 取扱店	発行者から指定を受け、北九州市内にある営業活動している店舗において、利用者との間で自己が指定した対象商品等(商品やサービス、発行者の規約で認めるものに限る。)について商品券を使用した取引を行う個人又は法人
3. 利用者	自らのスマートフォンに商品券アプリをダウンロードし、商品券アプリを利用できる商品券の保有者及び保有希望者である18歳以上の個人
4. 商品券使用取引	利用者が、取扱店において、商品券のコインと引き換えに、対象商品等を購入、借受又はサービスの提供を受ける取引
5. 商品券使用取引相当金額	利用者が、取扱店が提供する商品又はサービスの取得のために対価として保有しているコイン残高から減じられるコイン数に相当する金額(1コイン=1円)。コイン残高に相当する金額が商品又はサービスの価額に満たない場合にはコインで決済された分とする。
6. 本アプリ	利用者が商品券の発行を受け、商品券を利用する目的で利用者のスマートフォン

	ン上で使用するアプリケーションソフトウェア
7.取扱店画面	<p>取扱店がログインして以下の操作をできる画面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・店舗詳細の確認 ・利用履歴の確認 ・精算の申請 ・精算履歴の確認

第2条（取扱店の登録）

- 1 取扱店希望者は、一般消費者を対象に北九州市内にある店舗において、小売業もしくはサービス業、その他発行者が認める業種を営業する個人または法人とします。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当する業種及び店舗は、同法律の第二条第四項「接待飲食等営業」及び第十一項「特定遊興飲食店営業」に規定される業種及び店舗を除き対象外とします。また、許認可が必要な業種にあって許認可を得ていない場合、営業実態が公序良俗に反すると発行者が判断する場合は対象外とします。
- 2 取扱店希望者は、本規約を理解し、承諾の上、発行者に対してオンライン画面より取扱店登録を申込みものとします。取扱店希望者は、発行者に対して、申込み時に記載又は提供した情報が正確かつ最新の内容であることを確約するものとします。
- 3 取扱店希望者が前項の申込みをした場合、発行者は、取扱店の登録審査を行います。発行者は、前項の申込みから、原則として10営業日以内に当該取扱店希望者に対して、当該取扱店希望者を取扱店として登録することを認めない場合に限り発行者が合理的と判断する方法で登録拒否の通知をします。発行者より登録拒否の通知の無い場合は、取扱店として承諾されたものとします。
- 4 発行者と取扱店との間の契約は、発行者が前項に従って申込みを承諾したときに成立するものとします。
- 5 取扱店は、第2項に従い提供した情報について変更がある場合には、速やかに、システムへの入力その他発行者が指定する方法により、最新の情報に更新し又は発行者に対し通知するものとします。
- 6 取扱店は、商品券の使用期間（有効期限）の途中で、商品券の取扱を停止する場合または商品券の取扱ができなくなる場合は、発行者に事前に申請するものとします。
- 7 取扱店の登録料は、発行団体の会員事業所は無料、非会員事業所は販売回毎に10,000円に消費税を加算した額を徴収します。ただし、第5回販売分の登録料は、一律無料とします。

第3条（商品券使用取引）

- 1 取扱店は、本規約及び要綱等に従い、利用者との間で商品券使用取引を行うことができるものとします。
- 2 取扱店は、自ら店頭において店頭に表示した自店を識別するQRコードを、利用者利用者のスマートフォン上の本アプリにより読み取らせ、取扱店が提供する商品又はサービスの価額（含む消費税相当額）に相当するコイン数を利用者に入力させることで決済させます。
提示する商品券の未使用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできません。但し、取扱店の判断により、利用者は、不足額を現金又は取扱店の指定する方法により支払い、商品の購入又はサービスの提供を受けることができるものとします。
- 3 発行者は、その裁量により、いつでも、商品券使用取引の内容の全部又は一部を変更、停止、または

中止することができるものとします。

- 4 取扱店は、次項に定める場合を除き、利用者からの商品券使用取引の申込みを拒絶してはならないものとします。ただし、取扱店が定める商品券使用取引の対象外となる商品又はサービスを取扱店が利用者に事前に明示していた場合は、商品券使用取引の申し込みを拒絶できるものとします。
- 5 取扱店は、利用者から商品券使用取引の申込みを受けた場合であっても、以下のいずれかに該当する場合、商品券による決済を行ってはならないものとします。
 - (1) 利用者から、第8条第1項に定める対象商品等以外の商品又はサービスについて、商品券による決済を求められた場合。
 - (2) 利用者から、本アプリの複製物、複写物による決済の申込みを受けた場合
 - (3) 偽造若しくは変造された本アプリを提示された場合
 - (4) 第1号ないし第3号に該当すると疑われる場合
 - (5) 発行者から、商品券使用取引の中止を求められた場合
- 6 取扱店は、法令に基づき売買契約の取り消し、解除等が認められる場合を除き、商品券使用取引を取り消し、または解除しないものとします。

第4条（取扱店の販促物掲示等）

取扱店は、発行者が定める販促物等（ポスターを含みますが、これに限らないものとします。）を、発行者（受託者又は再受託者を含む）の指示に従って掲示又は表示するものとします。

第5条（商品券取引相当金額の換金）

- 1 商品券取引相当金額は、第3条第2項に定める利用者による操作が本システムに反映された時点で確定するものとします。
- 2 取扱店の換金手数料の料率は、北九州商工会議所の会員である取扱店は、2. 2%（税込）、その他の取扱店は、3. 3%（税込）とします。ただし、第5回販売分に限り、換金手数料の料率は、一律2. 2%（税込）とします。
- 3 商品券取引相当金額に換金手数料の料率を乗じた金額（税込）を換金手数料とします。なお、1円未満の換金手数料は、切り上げ処理とします。
- 4 商品券取引相当金額の換金は、受託者が、発行者が定めた方法により取扱店の予め指定した預金口座に振り込みます（第5回販売分の振込手数料については、発行者の負担とします）。換金のタイミングは、取扱店毎の未換金の商品券取引相当金額（*¹）に換金手数料を差引いた額（以下、「換金額等」といいます。）を、当月15日の24時締め分を当月末振込み、当月末の24時締め分を翌月15日に振り込みます。但し、振込日が金融機関の店休日の場合は、翌営業日とします。

*¹：未換金の商品券取引相当金額は、本規約の第3条第5項に基づき取消し又は解除された商品券使用取引に係る商品券取引相当金額、第6条第2項又は第4項に従い支払を要しない商品券取引相当金額は含みません。また、未換金の商品券取引相当金額は、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額を控除した残額とします。

- 5 換金額等は、受託者が、発行者が定めた方法により取扱店の予め指定した預金口座に振り込みます。なお、第5回販売分の振込手数料については、発行者の負担とします。

- 6 換金額等の内訳及び手数料の明細については、受託者が提供するシステムで確認し、システムの表示画面を以て証憑とします。（システムの表示画面以外、明細書等の証憑は、発行しません。）
- 7 換金額等の内訳及び手数料の明細を閲覧およびダウンロードできる期間（以下、「閲覧期間」といいます。）は、商品券の使用期間（有効期限）が終了した日の翌日から原則として60日間とします。換金額等の内訳及び手数料の明細は、閲覧期間終了後に消去するものとします。
- 8 いずれの場合でも、発行者の預金口座の残高が、換金請求額に満たない場合には、受託者は振り込みを行いません。

第6条（不正な商品券使用取引の処理）

- 1 取扱店が第3条第5項第1号ないし第4号のいずれかに該当する商品券使用取引の申込みを受けたとき、または同項各号のいずれかに該当する場合において商品券使用取引を行ったことが判明したときは、取扱店は、発行者に対しその旨を直ちに通知するとともに、発行者が行う調査に協力するものとします。
- 2 取扱店が第3条第5項第1号ないし第3号及び第5号のいずれかに該当するにもかかわらず商品券使用取引を行った場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券取引にかかる金額を支払う義務を負わないものとします。
- 3 前項に規定する場合で、発行者が取扱店に対し当該商品券使用取引にかかる金額を支払済みであるときは、取扱店は、発行者に対し、当該金額を返還しなければならないものとします。かかる返還の方法は、当該商品券使用取引の翌週以降の適当な商品券取引相当金額から当該商品券使用取引にかかる金額を差し引く方法によるものとします。翌週以降において金額の差引支払ができないときは、取扱店は、当該未返還額を発行者による請求に従い、支払うものとします。
- 4 取扱店が第3条第5項第5号に該当するにもかかわらず商品券使用取引を行ったと発行者が判断した場合、または取扱店が本条第1項に定める通知若しくは調査への協力を怠った場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券使用取引にかかる金額の支払を拒絶することができるものとします。なお、当該商品券使用取引が第3条第5項第1号ないし第3号に該当しないことが判明した場合、発行者は、取扱店に対し、当該商品券使用取引にかかる金額を、直近の週の商品券取引相当金額に上乘せする方法により支払うものとし、遅延損害金は発生しないものとします。対応する商品券使用取引がない場合、発行者は、その週が属する月の翌月末日までに商品券取引相当金額を支払うものとします。

第7条（クレーム対応等）

- 1 取扱店は、対象商品等に関連して、利用者又は第三者からクレームを受けた場合、本契約期間中はもとより本契約終了後においても、自己の責任において対応し解決を図り、クレームの再発防止のために必要な措置を講じるものとし、発行者、受託者及び再受託者にいかなる迷惑もかけないものとします。
- 2 取扱店は、前項のクレームを解決するにあたって、利用者又は第三者の意向を十分尊重して速やかに対応するものとします。
- 3 取扱店は、対象商品等に関連して、法令違反又は行政処分等の対象となることが認められ、またはそのおそれがあると認めるときは、その内容及び経過を発行者が定める方法で、発行者に対して報告するものとします。また、取扱店が前二項のクレーム対応上又は本項に定める法令違反等の事由により、利用者へ通知、プレスリリース又は自主回収などを行う場合には、事前に発行者にその内容を通

知するものとします。

第8条（禁止事項及び遵守事項）

- 1 取扱店は、商品券使用取引の利用に際して、以下に記載する行為を行ってはなりません。
 - (1) 法令、裁判所の判決、決定もしくは命令、または法令上拘束力のある行政措置に反する行為
 - (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある行為。
 - (3) 第三者に取扱店の地位又は権利の譲渡、貸与その他の処分をする行為。
 - (4) 発行者が指定する商品券使用取引を使用できない（i）～（xi）の商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
 - (i) 金券、商品券、有価証券、ギフト券、ビール券、図書券、郵便はがき、切手、印紙、回数券、プリペイドカード、換金性の高いもの
 - (ii) たばこ、法律で販売価格が決まっているもの
 - (iii) 医療費（医療保険適用のある診察代、薬代、介護保険料等）
 - (iv) 金融機関での取引、保険料、振り込み、預け入れ
 - (v) 税金（市指定のゴミ袋含む）
 - (vi) 公共料金（電気料金、水道料金、ガス代、プロパンガス代、電話料金、通信料等）、乗車券、定期券
 - (vii) 家賃・地代、不動産取引、駐車場料金、契約により定期的に支払いが決まっているもの
 - (viii) 宝くじ、ギャンブル性のあるサービス、ゲームセンター
 - (ix) 特定の宗教や政治団体と関わるもの、公序良俗に反するもの
 - (x) 会費、組合費、共済に類するもの
 - (xi) その他（消費喚起がみこまれないもの、商品券事業の趣旨にそぐわないもの）
 - (5) 使用期間（有効期限）を過ぎた商品券で決済する行為。
 - (6) 未使用商品券の換金又は架空の取引により商品券を現金化する行為。
 - (7) 経営者が自身の経営する店舗の商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
 - (8) 事業用の仕入、資産の購入など事業用の取引に対して商品券で決済する行為。
 - (9) 商品券の使用が開始される日より前に提供された商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
 - (10) 商品券の使用が終了する日を超えて提供される商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
 - (11) 出資及び買掛金、未払金に対して商品券で決済する行為。
 - (12) 契約により定期的に支払いが決まっている商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
 - (13) その他発行者が不相当と判断する商品又はサービスに対して商品券で決済する行為。
- 2 発行者は、取扱店が前項に違反したと判断した場合、事前に取扱店に通知することなく、以下のいずれか、またはすべての制裁措置をとることができます。
 - (1) 本契約の解除。
 - (2) その他、発行者が必要かつ適切と判断する措置。
- 3 取扱店は、発行者が商品券の利用促進を目的として、印刷物、電子媒体等に取扱店の名称及び住所等

を記載する旨の申し入れをした場合、これに協力しなければなりません。

- 4 取扱店は、発行者から提供を受けた取扱店の情報を登録したQRコード（QRコードが表示された紙面その他の媒体を含む）を適切に維持・管理しなければなりません。また、発行者より、QRコードの設置、掲示、交換、廃棄に関する指示がある場合は、その指示に従わなければなりません。
- 5 取扱店は、発行者から提供を受けた取扱店の情報が登録されたQRコードを受領し、商品券取引が開始された後は、利用者からの商品券の利用に応じなければなりません。

第9条（秘密保持義務）

- 1 取扱店は、本規約及び要綱等に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に漏えい・開示・提供してはならないものとします。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合及び法令上の強制力を伴う開示請求が公的機関よりなされた場合には、その請求に応じる限りにおいて、相手方への事前の通知（ただし、法令等の定めにより事前に通知を行うことが許容されない場合には事後速やかな通知）を行うことを条件として、開示することができるものとします。
- 2 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は秘密情報に含まれないものとします。
 - （1） 開示の時点で既に被開示者が保有していた情報
 - （2） 秘密情報によらず被開示者が独自に生成した情報
 - （3） 開示の時点で公知の情報
 - （4） 開示後に被開示者の責に帰すべき事由によらずに公知となった情報

第10条（個人情報の取り扱い）

- 1 取扱店は、本規約及び要綱等の履行および商品券使用取引において、個人情報（個人情報の保護に関する法律第2条に定義される意義を有するものとします。）を取り扱う場合、法令、ガイドライン等を遵守するものとし、当該個人情報を機密事項としてその保護をするとともに、これを本業務以外の目的に利用してはならないものとします。
- 2 取扱店が、本規約及び要綱の履行又は商品券使用取引のために個人情報を取得するときは、その利用目的を明確にし、その利用目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならないものとします。
- 3 取扱店は、本規約及び要綱の履行又は商品券使用取引により取得した個人情報（以下「本個人情報」といいます。）の取扱いに当たっては、善良な管理者の注意をもって管理するものとし、適切な安全管理措置を講じなければならないものとします。
- 4 取扱店は、本個人情報を、本規約及び要綱の履行又は商品券使用取引の実施の目的に必要な範囲を超えて複製、複製、改変、加工等してはならないものとします。
- 5 取扱店は、本個人情報の取扱記録を作成し、発行者から要求があった場合、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとします。また、発行者は、取扱店の本個人情報の取得、取り扱い又は管理状況を調査するため、取扱店に事前に通知したうえで取扱店の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、取扱店は、発行者の調査に協力するものとします。
- 6 取扱店は、本個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、直ちに発行者に書面にて報告するとともに、本人からの苦情への対応等を発行者と協議し、発行者の指示に従って適切な措置を講じるものとします。取扱店は、発生した事故の再発防止策について検討し、その内容を発

行者に対し書面にて報告するとともに、発行者と協議のうえ決定した再発防止策を取扱店の責任と費用負担で講じるものとします。

- 7 取扱店は、本規約及び要綱等に違反したことにより本個人情報情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩、盗用等の事態が発生した場合、自己の責任と費用をもってこれに対処しなければならない。

第11条（契約期間）

- 1 本契約は、第2条第4項に基づく本契約の成立時に効力を生じ、商品券の使用期間（有効期限）が終了した翌月末日まで有効とします。
- 2 取扱店は、本契約を終了する旨の通知をする場合、発行者が定める書式及び方法にて行うものとします。

第12条（解約）

- 1 取扱店は、解約日の1週間前までに、書面または発行者が指定する方法により、本契約を解約することができます。
- 2 発行者は、解約日の1週間前までに取扱店に書面その他の適切な方法で申し入れることにより、本契約を解約することができます。
- 3 前1項及び第2項によって、本契約が解約された場合、取扱店は、取扱店である表示をただちに撤去しなければなりません。

第13条（解除）

- 1 発行者は、取扱店が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除することができます。
 - (1) 本規約及び要綱に違反したとき
 - (2) 取扱店が発行者の定める登録基準を充足しないとき
 - (3) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申立てを受けたとき
 - (5) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算手続開始の申立てがされたとき
 - (6) 取扱店の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (7) 解散又は営業停止状態となったとき
 - (8) 発行者による連絡が取れなくなったとき
 - (9) 販売方法、商品等、その他業務運営について行政当局による注意又は勧告を受けたとき
 - (10) 取扱店に対してクレームが頻発し、発行者が取扱店に対して必要な措置を講ずることを求めたにもかかわらず、取扱店が必要な対応を行わないとき
 - (11) 販売方法、商品等、その他業務運営が公序良俗に反し、取扱店にふさわしくないと発行者が判断したとき
 - (12) 本項各号のいずれかに準ずる事由があると発行者が判断したとき
 - (13) その他発行者が取扱店との本契約の継続が困難であると判断したとき
- 2 本条に基づき本契約が終了した場合でも、発行者は、取扱店に対し、設備投資、費用負担、逸失利益

その他取扱店に生じた損害につき一切責任を負いません。

第14条（契約終了時の処理）

- 1 本契約が終了した場合、その理由の如何を問わず、取扱店は、直ちに商品券使用取引を停止します。
- 2 本契約終了時に本契約に基づく未履行の債務がある場合には、当該債務についてはその履行が完了するまで本契約が適用されます。
- 3 本契約終了後も、第6条（不正な商品券使用取引の処理）、第7条（クレーム対応等）、第8条（禁止事項及び遵守事項）第3項及び第4項、第9条（秘密保持義務）、本条（契約終了時の処理）、第16条（責任の制限、損害賠償）、第17条（連絡）、第19条（権利の譲渡等）、第20条（協議）、第21条（準拠法、管轄裁判所）、第22条（免責）の各規定については、その効力が存続するものとします。

第15条（反社会的勢力との取引拒絶）

- 1 取扱店は、その親会社、子会社等の関連会社並びにそれらの役員、従業員等（以下あわせて「取扱店等」といいます。）が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - （1） 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - （2） 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - （3） 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - （4） 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - （5） 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- 2 取扱店は、取扱店等が自ら又は第三者を利用して、発行者又は第三者に対し、次の各号事由に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
 - （1） 暴力的な要求行為
 - （2） 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3） 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - （4） 風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて第三者の信用を毀損し、またはその業務を妨害する行為
 - （5） その他前各号に準ずる行為
- 3 発行者は、取扱店等が前二項に違反している疑いがあると判断した場合、直ちに本契約及び発行者と取扱店間に存在する他の契約の全部若しくは一部の履行を停止し若しくは契約を解除し、またはその取扱店の全部又は一部の登録を抹消することができるものとします。
- 4 発行者は、本条の解除等により、取扱店に生じた一切の損害について賠償する責任を負わないものとします。

第16条（責任の制限、損害賠償）

- 1 取扱店と利用者その他第三者との間の商品券使用取引に関する紛争については、発行者、受託者及び再受託者はその責任を一切負いません。
- 2 発行者、受託者及び再受託者は、商品券使用取引の提供に関し、取扱店に対して、逸失利益、その他の特別の事情による損害の賠償責任を負いません。これは、発行者がかかる特別の事情の発生の可能性を通知され、または知るべきであった場合であったか否かに関わりません。
- 3 取扱店が、本規約に違反し発行者、受託者及び再受託者に損害を与えた場合、取扱店はその損害を賠償しなければならない。

第17条（連絡）

- 1 取扱店は、発行者に連絡する場合、発行者が指定するコールセンターに連絡を行うものとします。
- 2 発行者からの取扱店に対する連絡は、商品券にかかるウェブサイトへの掲載、取扱店への電子メールの送信、その他、発行者が適切と判断する方法により行います。
- 3 前項の通知がなされた場合は、ウェブサイトへの掲載又は電子メールの送信がなされた時点で通知が完了したものとみなします。

第18条（規約の変更）

発行者は、その合理的な裁量により、本規約を変更できるものとします。発行者が本規約を変更した場合には、かかる変更及び変更内容を発行者所定のウェブサイト等への掲載その他発行者が適切と判断する方法により、取扱店に告知するものとします。当該告知に別段の記載がない限り、変更後の規約は、かかる変更が掲示されたときから1週間後に有効となるものとします。取扱店がかかる変更不同意の場合は、商品券使用取引の利用を停止するものとします。変更後の規約が有効となった後、本商品券使用取引を利用した場合、または変更の告知後1週間以内に解約の手続きをとらなかった場合、取扱店は、本規約に同意したものとみなされます。

第19条（権利の譲渡等）

取扱店は、本契約に基づく一切の権利を譲渡、転貸、担保差入れその他形態を問わず処分することはできないものとします。

第20条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈に生じた疑義について、発行者及び取扱店は、誠実に協議して解決を図るものとします。

第21条（準拠法、管轄裁判所）

本規約の準拠法は日本法とします。商品券使用取引に関連して発行者と取扱店との間に生じた紛争については、福岡県地方裁判所小倉支部を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条（免責）

発行者、受託者及び再受託者は、取扱店が本規約に違反した場合又は発行者、受託者及び再受託者の責

によらない通信機器、回線もしくはコンピューター等の障害、又は災害・事変等やむを得ない事由により、商品券の発行を休止又は停止した場合において、取扱店に逸失利益の消失を含む損害が発生しても、発行者、受託者及び再受託者は、その損害に対する措置や賠償責任は負いません。

以 上

改訂 令和4年8月20日

改訂 令和5年1月27日

Paycha 発行要綱

【 使用期間（有効期限）：令和5年3月20日から令和5年6月30日まで 】

北九州商工会議所（以下、単に「発行者」という。）は以下の要綱で、使用期間（有効期限）が令和5年3月20日から令和5年6月30日までの Paycha（以下、単に「商品券」という。）を発行、販売、決済および換金する。

項番	項目	内容
1	発行方式	発行者が、電磁的方法により記録される前払式支払手段として発行する。
2	業務委託	発行者は、九州電力株式会社に発行、販売、決済および換金業務にかかるシステム構築および運行、データ管理及び効果測定を委託し、九州電力株式会社が提供するシステム（地域通貨プラットフォーム）を利用して行う。
3	発行総額	48億コイン（コインとは発行単位の名称。1コイン＝1円。プレミアム無償付与分を含む）
4	販売総額	40億コイン（プレミアム無償付与分を含まない）
5	プレミアム率	20%
6	申込期間	令和5年3月1日～令和5年3月7日
7	販売期間	令和5年3月15日～令和5年3月19日 ※販売期間終了後、キャンセルなどにより予定している販売総額に満たない場合は、再募集や再抽選等により再度販売を行う。その場合のお知らせは、発行者が適切と判断する方法で行う。
8	使用期間（有効期限）	令和5年3月20日～令和5年6月30日
9	応募者	商品券の保有希望者である18歳以上のものであって、自らのスマートフォンに商品券アプリをダウンロードし、商品券アプリを利用できる個人
10	商品券の申込、払込方法	応募者は、商品券アプリを通じて、プレミアム無償付与分を除き5千コインを下限、10万コインを上限に5千コイン単位で商品券の購入を申し込む。 応募者の中より、販売総額の範囲内で抽選によりと当せん者を決定する。抽選は、応募者に対してランダムに1から整数を付番し、応募額を1番から順に加算し応募総額が販売総額以下となる応募者を当せん者とする。 当せん者は、コンビニエンスストアで当せんしたコイン数（プレミアム無償付与分を除く）と同数の金額（1コイン＝1円）をチャージする。当せん者が期限までに払込を行わない場合には、当せん者の権利は失効する。
11	利用者	商品券を利用する目的で当選したコイン数をチャージし、プレミアム率が付与されたコインを有する当せん者
12	払戻し	利用者は、商品券の発行を受けた後は、いかなる理由であっても払戻しを受けることはできない。 ただし、天災地変その他これに準ずるやむを得ない事象によるものであると発行者が認めた場合はこの限りでない。
13	取扱店、使用（利用者による取扱店への提示）期間	利用者は、発行者から指定を受けた取扱店（利用者との間で自己が指定した対象商品等（発行者の規約で認めるものに限る。）について商品券を利用した取引を行う個人又は法人）で商品券を利用できる。 使用期間（有効期限）終了を以って未使用コインは失効する。
14	決済方法	利用者は、取扱店の確認の下、取扱店店頭に備えられたQRコードを自ら保有するスマートフォン上の商品券アプリにより読み取ることで取扱店を認識し、取扱店が提供する商品の価額（含む消費税相当額、以下「商品券取引相当金額」という。）に相当するコイン数を減じて決済する。取扱店は、利用者が行うQRコードの読み

		<p>取り操作、支払額の入力操作、支払い操作、支払完了の表示までの決済に係る商品券アプリの操作を確認する。</p> <p>なお、決済は、上記一連の商品券アプリの操作を利用者と取扱店相互で確認し、支払完了の表示を以って完了とする。</p> <p>提示する商品券の未使用残高が商品等の代金に満たない場合は、利用者は、原則として商品やサービスを受けることはできないものとする。但し、取扱店の判断により、不足額を現金または取扱店の指定する方法で支払うことにより商品やサービスを受けとることができるものとする。</p>
15	換金	<p>商品券取引相当金額の換金は、発行者が別に定める方法(*¹)により、取扱店の予め指定した預金口座に振り込む。振込手数料は発行者の負担とする。</p> <p>換金のタイミングは、取扱店毎の未換金の商品券取引相当金額(*²)に換金手数料を差引いた額を、15日の24時締め分を月末振込み、月末の24時締め分を翌月15日に振り込む。但し、振込日が金融機関の店休日の場合は、翌営業日とする。</p> <p>*¹：発行者が別に定める取扱店規約（別紙1）の第5条に基づくものとする。</p> <p>*²：未換金の商品券取引相当金額は、発行者が別に定める取扱店規約（別紙1）の第3条第5項に基づき取消しまたは解除された商品券使用取引に係る商品券取引金額、第6条第2項または第4項に従い支払を要しない商品券取引金額は含まない。また、未換金の商品券取引相当金額は、第6条第3項に基づき差引きを要する場合の差引金額を控除した残額とする。</p> <p>換金額の内訳及び換金手数料の明細については、九州電力株式会社が提供するシステムで確認し、システムの表示画面を以て証憑とする。システムの表示画面以外は、明細書等を発行しない。</p>
16	禁止事項	<p>商品券の複製、複写、他人への譲渡、商品券にかかるシステム上の履歴の改竄、偽造など発行者が不正と判断する行為。</p>
17	コールセンター	0120-376-256 9:00~19:00 令和5年7月31日まで

以上

改訂 令和4年8月20日

改訂 令和5年1月27日